

神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する
飲料自動販売機の設置者選定
入札実施要領【令和8年度設置】

令和7年12月

神戸市教育委員会事務局

＜入札参加を検討される方へ＞

今回の入札では、市内の中学校・特別支援学校（20校）に設置する22台の自動販売機が対象です。

本要領の内容をよくご理解のうえ、落札後の辞退や契約期間中の撤退のないよう計画的にご参加ください。

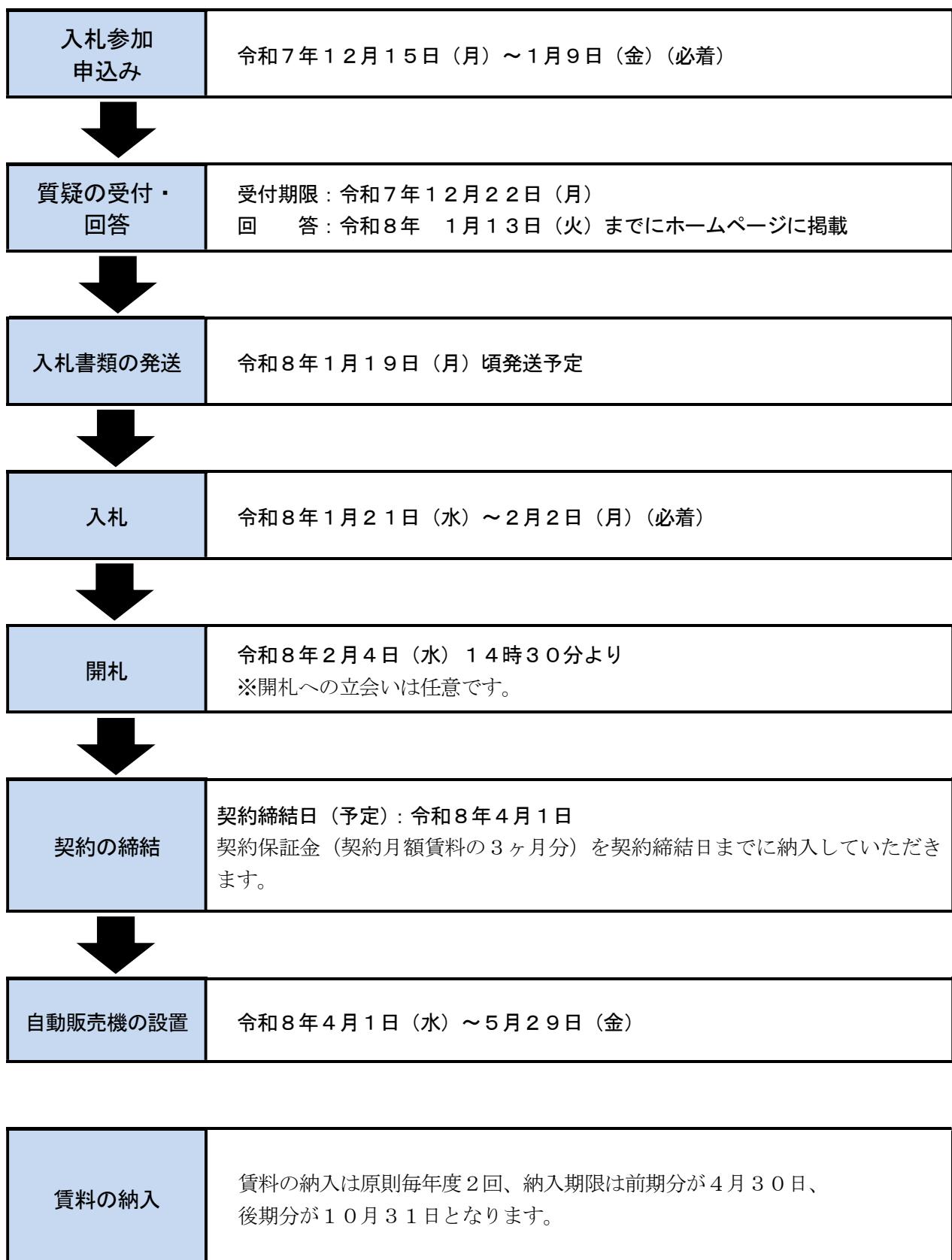
複数グループに入札参加することはできますが、落札者の都合で契約にいたらなかった場合や、契約期間途中において契約解除された場合には、神戸市教育委員会事務局が実施する今契約期間内の自動販売機にかかる入札への参加をお断りします。

自動販売機設置及び契約期間中の自動販売機の保守運営にかかる体制の確保など、事前に十分検討したうえご参加いただきますようお願いします。

目 次

1	自動販売機設置業者選定から設置までのスケジュール	2
2	入札参加者の資格要件	3
3	設置にあたっての条件（全物件共通）	4
4	入札の手続き	5
5	契約の手続き	9
6	落札者がなかった場合等の随意契約	10
7	不動産賃貸借契約書（標準書）	12
8	参考資料	20
	(1) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋）	
	(2) 令和7年度神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準（抄）	
9	様式等	25
	様式① 入札参加申込書兼誓約書・記入例	
	様式② 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書	
	様式③ 委任状・記入例	
	様式④ 入札参加申込グループ番号一覧	
	様式⑤ 自動販売機設置者選定のための入札についての質問票	
	様式⑥ 市有不動産借用願兼誓約書（随意契約用）・記入例	
	様式⑦ 宛名ラベル	

1. 自動販売機設置業者選定から設置までのスケジュール



2. 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、随意契約(P.10)についても同様とします。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2)	破産者で復権を得ない者
(3)	国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び神戸市税について未納の税額がある者
(4)	<p>神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。</p> <ul style="list-style-type: none">① 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。③ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。⑥ 神戸市における競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
(5)	借り受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
(6)	<p>次の事項のいずれかに該当すると認められる者</p> <ul style="list-style-type: none">① 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者② ①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者③ ①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体
(7)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に經營に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）（上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約の解除の対象となります。）

3. 設置にあたっての条件（全物件共通）

物件ごとの条件は、「【別紙1】入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧」にて確認してください。

(1) 大きさ

- ・各物件調書に示した設置場所の広さには、原則として放熱スペース及び使用済容器回収箱設置部分を含みます。
- ・自動販売機本体の設置にあたっては、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をしてください。特に商品補充、メンテナンスのための扉開閉等に支障がないかどうか、設置場所の確認をしてください。

(2) 販売品目

- ・スポーツドリンク・水・お茶のペットボトルを必須とし、そのほか炭酸飲料・経口補水液等については学校長の指示に従ってください。

(3) 設置校への運用支援

- ・熱中症の出前授業の実施、学校における運用ルールづくりの助言（生徒会活動への支援）など、設置校での自動販売機の円滑な導入と運用のための支援を行ってください（設置校が希望しない場合を除きます）。
- ・自動販売機にタイマーを設置し、販売時間帯の設定は学校長の指示に従ってください。

(4) 災害時対応

- ・災害発生時に自動販売機の飲料を出すことができる販売機とします。また災害発生時に学校長が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供してください。

(5) 賃料

落札金額

(6) 販売価格

標準小売価格より20円以上を割り引いた金額。

(7) 必要経費

- ・自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費等の一切の費用は設置業者の負担とします。
- ・設置する自動販売機の電力使用量を計測する子メーターを設置し、毎月の電力使用量を報告してください。なお、子メーターは、計量法により検定し、かつ検定有効期間内の計器を使用してください。設置にかかる費用及び電気代は設置者の負担とします。
- ・電気代は、前期分（4～9月）は11月30日、後期分（10月～3月）は5月31日までに、神戸市教育委員会事務局から送付される納入通知書兼領収証書で納めてください。

(8) 設置及び撤去

- ・設置者の負担により行ってください。設置にあたっては、安全性に問題がないか据付面を十分に確認するとともに、転倒防止対策を行ってください。また、作業当日の段取りについては、事前に学校長と調整してください。
- ・電源は付近分電盤の予備ブレーカから専用コンセントまで配線し、供給してください。予備ブレーカが無い場合は、ブレーカを新設してください。

(9) 販売品の搬入搬出

- ・販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間帯、経路、方法等については、学校長の指示に従ってください。

(10) 商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収等

- ・在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて設置者が対応してください。容器の回収頻度は季節等により異なるため、学校長の指示に従い回収を行ってください。また、臨時的な回収についても学校長の指示に従ってください。

(11) 維持管理に関する責任等

- ・自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置者の責任において迅速に対応してください。また、自動販売機に故障時の連絡先（管理者名・住所・電話番号等）を明記するとともに、学校長に届け出してください。
- ・自動販売機の前面・側面等を使用して広告事業を行うことはできません（当該自動販売機販売商品のPR並びにキャンペーン等を除く）。

(12) 販売実績の報告

- ・本市が必要と判断した場合は、販売実績を報告してください。
- ・本市に報告された販売実績は、公表する場合があります。

(13) 環境への配慮

- ・神戸市が制定している「神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」（P21～24に抜粋掲載）に示された、【判断基準】に沿った自動販売機を設置してください。

(14) 契約に関する注意事項

- ・落札者は、入札時のグループ番号ごとに賃貸借契約を締結することになります。賃貸借契約書（標準様式）はP12～19に掲載しているとおりです。契約締結後はこれを遵守していただきますので、事前に確認してください。特に、次の条項（賃貸借契約書の標準書式）にご注意ください。

① 保証金（第8条）

本契約と同時に、落札金額の3か月分の保証金（消費税含む）を納付していただきます。

② 違約金（第15条）

用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合に、賃料12か月分相当の違約金（消費税含む）を請求します。

4. 入札の手続き

(1) 入札参加申込

【申込期間】令和7年12月15日（月曜）～1月9日（金曜）（必着）

入札は3グループ（グループA、B、C。以下「グループ番号」という。）に分け、グループ番号ごとに行います。複数のグループの入札に参加することも可能です。

① 「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」の作成

- ・様式①「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」に記入し、実印を押印してください。
- ・申込グループごとに提出してください。
- ・落札後の賃貸借契約は、「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」に記載された名義でのみ行います。契約権限のある名義を使用してください。
- ・グループ番号は、【別紙1】入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧で確認して

ください（グループA・グループB・グループC）。

② 入札参加書類の提出

- ・上記①で必要事項を記入・押印した「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」と、次にあげる添付書類を、特定記録郵便により提出してください。
- ・期限までに到着しない場合は無効となります。郵便事故等により書類が届かなかつたことに対する異議を申し立てることはできません。
- ・添付書類

(a) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書 様式②

※1申込者につき1通提出してください。

(b) 委任状・代理人の本人確認書類(代理人による入札・契約をする場合のみ) 様式③

※申込グループごとに提出してください。

※本人確認書類は委任状と同数提出してください。

※運転免許証の場合は、両面の写しを提出してください。

(c) 入札参加申込グループ番号一覧(複数グループ申込む場合のみ) 様式④

(法人の場合)

(d) 印鑑証明書 (e) 履歴事項全部証明書 (f) 国税の納税証明書その3の3

※入札参加申込み申請日時点で発行後3か月以内のものの提出が必要です。

※複数グループに申し込む場合、原本1通提出いただければ結構です。

(個人の場合)

(g) 印鑑登録証明書 (h) 国税の納税証明書その3の2

(i) 成年後見制度における登記されていないことの証明書 (j) 破産に関する証明書

※入札参加申込み申請日時点で発行後3か月以内のものの提出が必要です。

※複数グループに申し込む場合、原本1通提出いただければ結構です。

・提出先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者 行

※様式⑦宛名ラベルをご利用ください。

※直接持参される場合は、上記住所までお越しください。

受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土曜・日曜・祝日除く)です。

・一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

入札参加書類に記入漏れや実印の相違などがあった場合、添付書類に漏れがあった場合などは、入札に参加できない場合がありますので、送付に際しては十分に内容をご確認ください。

・申込み後に、住所・代表者等の変更があった場合、担当者へご連絡ください。

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者

【TEL: 078-984-0696】

(2) 質疑の受付

【期限】令和7年12月22日(月曜)

【送付先メールアドレス】edu-hoken@city.kobe.lg.jp

・電子メールでのみ、本件に関する質問を受け付けます。

・様式⑤「自動販売機設置者選定のための入札についての質問票」を使用してください

さい。

- ・各施設に関する詳細の質問も神戸市教育委員会事務局健康教育課で受け付けます。各学校への問合せは行わないでください。
- ・回答は、令和8年1月13日(火曜)までにホームページに掲載します。質問がない場合は掲載いたしません。
- ・この質疑応答をもって、本要領の補完、追加といたします。

(3) 現地確認(任意)

【送付先メールアドレス】edu-hoken@city.kobe.lg.jp

現地確認を希望する場合は、3開庁日前までに神戸市教育委員会事務局健康教育課へ、電子メールにて連絡してください。現地確認は任意であり、現地説明は行いません。

(4) 入札書用紙等の発送

【発送予定】令和8年1月19日(月曜)頃

入札参加申込の受付後、参加申込者宛に下記の書類を郵送します。

- ・入札書用紙(1グループ番号ごと1枚)
- ・入札書封入用封筒(1グループ番号ごと1枚)
- ・入札グループ番号一覧(複数グループ番号に申し込んだ者のみ)

※令和8年1月21日(水曜)までに書類が到着しない場合、担当へご連絡ください。

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者

【TEL: 078-984-0696】

(5) 入札

【受付期間】令和8年1月21日(水曜)～2月2日(月曜)必着

(2) で神戸市教育委員会事務局が送付した入札書用紙により入札してください。

① 入札書の記入・封入

- ・「入札書」に必要事項を記入し、実印(委任する場合は委任状で届け出た受任者印)を押印してください。
- ・金額のはじめの数字の前に、必ず「¥」マークを記入してください。
- ・インク又はボールペンで記入してください。
- ・入札金額は、月額賃料を記入してください。屋内または屋外で課税扱いの物件は、消費税及び地方消費税(10%)がかかりますが、「入札書」への記載金額(入札金額)は最低月額賃料(税抜き)以上の金額で、消費税抜きの金額を記入してください。落札後は、記載されている入札金額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額(小数点以下は切り捨て)を契約月額賃料とします。契約保証金額の算定も契約月額賃料を用いて行います。

屋外物件を課税対象として扱いたい場合

屋外の物件は、土地の賃貸借契約ということで原則非課税としています。

ただし、落札者において税務署と協議した結果、課税対象として認められた場合は、その旨を記載した任意の報告書を契約書締結前に提出することで、課税物件として扱うこととします。その場合、落札金額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額(小数点以下は切り捨て)が契約月額賃料となります。

- ・各グループの最低月額賃料は、「【別紙1】入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧」に記載のとおりです。必ずこれ以上の価格を記載してください。最低月額賃料に満たないグループがある場合は、その入札書は無効となりますのでご注意ください。
- ・必要事項を記入した「入札書封入用封筒」に、「入札書」のみ封入し、封かんしてください。封筒にはグループ番号が記載されています。複数グループ番号に入札する場合は、封入する入札書を間違えないように十分注意してください。
- ・封かん部に、実印（委任する場合は受任者印）で割り印をしてください。

② 入札書の提出

- ・封入・封かんした「入札書」を別の封筒に入れ、特定記録郵便で郵送してください。
- ・複数グループに入札参加を申し込んだ方には、入札グループ番号一覧を送ります。すべての入札書（グループ番号が記載された専用の封筒に封入されたもの）と、入札グループ番号一覧を照合のうえ、1つの封筒に入れて郵送してください。
- ・期限内に到着しない場合は無効となります。余裕をもって手続きしてください。
- ・郵便事故等により書類が届かなかつたことに対する異議を申し立てることはできません。
- ・入札書類を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。
- ・提出先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者 行
※ 直接持参される場合は、上記住所までお越しください。

受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土曜・日曜・祝日除く)です。

(6) 開札

開札への参加は任意です。ただし、入札参加者以外は開札会場へ入場できません。

【日時】 令和8年2月4日(水曜) 14時30分

【場所】 ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階 学校経営支援課会議室

① 落札者の決定

- ・最低月額賃料以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ・同額の最高価格入札者が複数あった場合は、開札の場でただちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に係ない神戸市職員がくじを引きます。
- ・開札会場では、グループごとに落札者の氏名と落札金額を発表します。
- ・後日、次の「4(7)入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い価格をもって入札した者を落札者とします

② 結果の通知

- ・開札の結果は、令和8年2月10日(火曜)までに入札参加者全員に対して発送予定です。

(7) 入札の無効

- ① 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき
- ② 最低月額賃料（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき
- ③ 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき
- ④ 「入札書」に記名及び実印（委任している場合は受任者の印）の押印がないとき
- ⑤ 「入札書」の金額の前に「¥」マークがないとき
- ⑥ ひとつの入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき
- ⑦ 代理人による入札の場合において「委任状」を提出しないとき
- ⑧ 入札者又はその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき
- ⑨ 入札者の資格がない者が入札したとき
- ⑩ 本市から交付される「入札書」以外の用紙を使用して入札したとき
- ⑪ 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入したとき
- ⑫ 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

(8) その他

① 入札結果の公開

入札参加者全員の入札額及び落札者名は公開とします。開札結果（落札額、落札者名、2位以下の入札額）は、開札終了日以降に神戸市教育委員会事務局のホームページに掲載します。

② 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

③ 再入札

再入札は行いません。

5. 契約の手続き

- ・各物件にかかる契約に関しては、神戸市教育委員会事務局健康教育課より落札者に連絡し、必要な手続きの説明や、契約書の作成などを行います。
- ・契約期間は、令和13年3月31日までの5年間です（更新なし）。
- ・契約の拒否や保証金の納付拒否など落札者の都合により契約できなかった場合、契約期間途中において契約解除された場合には、今契約期間内（5年間）は神戸市教育委員会事務局が実施する自動販売機設置者選定のための入札への参加をお断りしますので注意してください。

(1) 保証金の納入

契約の手続きと並行して、賃料3か月分（落札金額×3。消費税含む）の保証金の納入通知書兼領収証書を神戸市教育委員会事務局から交付します。納付期限までにすみやかに納めてください。

(2) 賃貸借契約の締結

賃貸借契約書の標準書式はP12～19に掲載しているとおりです。契約締結後は、これを遵守していただくことになりますので事前に確認しておいてください。

① 署名・押印

契約は、グループ毎に締結します。契約書を各2通送付しますので、署名、押印、必要な場合に収入印紙の貼付等したうえ、返送してください。

② 収入印紙の貼付・消印

2通のうち1通に必要な額の収入印紙を貼付し割印してください。ただし、屋内の物件(屋外であっても課税対象となる物件)の場合、印紙税はかかりません。

③ 神戸市長印の押印・返送

借主となる自動販売機設置者の契約書への署名・押印が完了した契約書を神戸市教育委員会事務局健康教育課へ送付してください。神戸市長印の押印を済ませたあと、設置者保存分を返送します。契約期間中、大切に保管してください。

(4) 自動販売機の設置

落札者は学校長と協議のうえ、令和8年4月1日(水曜)～5月29日(金曜)の間に自動販売機を設置してください。

(5) 賃料納付

神戸市教育委員会から送付される納入通知書兼領収証書で納めてください。原則として年2回払い、前期分(4～9月)は4月30日、後期分(10～3月)は10月31日が納付期限です。

6. 落札者がなかった場合等の随意契約

落札者がない物件は、随意契約で貸し付ける場合があります。下記期間中に受け付け、先着順で、最低月額賃料以上の金額で借用願があった者と契約手続きを進めていきます。

(1) 随意契約対象物件

最終的に随意契約の対象となった物件については、開札終了後、神戸市教育委員会事務局のホームページで公開します。

(2) 借用願提出期間

令和8年2月17日(火曜)9時～7月31日(金曜)17時 先着順

※上記期間内であっても、学校等の都合により募集を終了することがあります。

(3) 借用願提出方法

「市有不動産借用願兼誓約書」**様式⑥**に必要事項を記入、押印のうえ、添付書類と一緒に提出先まで持参してください。記入の方法はP34の記入例を参考にしてください。

① 添付書類

(a) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書 **様式②**
※申込グループごとに提出をしてください。

(b) 委任状・代理人の本人確認書類(代理人による入札・契約をする場合) **様式③**
※申込グループごとに提出してください。
※本人確認書類は委任状と同数提出してください。
※本人確認書類が運転免許証の場合は、両面の写しを提出してください。

(法人の場合)

(c) 印鑑証明書 (d) 履歴事項全部証明書 (e) 国税の納税証明書その3の3
※申請日時点で発行後3か月以内のものの提出が必要です。

※複数グループに申し込む場合、原本1通提出いただければ結構です。

(個人の場合)

(f)印鑑登録証明書 (g)国税の納税証明書その3の2

(h)成年後見制度における登記されていないことの証明書 (i)破産に関する証明書

※申請日時点で発行後3か月以内のものの提出が必要です。

※複数グループに申し込む場合、原本1通提出いただければ結構です。

② 提出先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者 行

※受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土曜・日曜・祝日除く)です

※郵送での提出は受け付けません。事前連絡の上、必ず持参してください。

(4)選定方法

- ・先着順での受付です。記載内容、添付書類に不備がなく、最低月額賃料以上の金額を記載して提出した者を設置者として決定します。
- ・受付の初日（2月17日(火曜)）は、午前9時に神戸市教育委員会事務局健康教育課に到着している者は同着とみなします。その中でより高い金額を提示した者に決定します。
(決定方法はP 8の「4 (6)開札」の項目に準じて行います)。
- ・設置者が決定した物件については、受付を締め切ります。

(5)契約以降の手続き

選定された設置者には、契約の手続きについて連絡します。落札により決定した場合と同様、「5 契約の手続き」に沿って契約を締結します。自動販売機の設置に関しても、事前に協議・調整を行います。

(6)その他

契約締結後は、契約者氏名及び契約金額を神戸市教育委員会事務局ホームページに掲載します。

不動産賃貸借契約書
(自動販売機設置事業者選定入札用)

(1) 賃貸する物件

施設名	地番	
○○学校		
:		
:		
○○学校		

収入印紙を貼付してください。

※屋内の物件(屋外であっても課税対象となる物件)の場合、
印紙税はかかりません。

貸付場所は、配置図記載のとおり。

貸付面積は、設置面積のうち、自動販売機および容器回収箱の設置に必要最小限の面積とする。

(2) 用途

用 途	飲料自動販売機設置
-----	-----------

(3) 契約期間

始 期	令和8年4月1日	5年間
終 期	令和13年3月31日	

(4) 賃料等

賃 料	前期分(4月1日～9月30日分)	●●●●円 (月額●●●●円) ※消費税込み	支払期日※ 各年4月30日	
	後期分(10月1日～3月31日分)	●●●●円 (月額●●●●円) ※消費税込み		
支払方法		神戸市の発行する納入通知書により神戸市の指定する金融機関に納付		
遅延利息		支払期日の翌日から支払日までの日数により年14.6%の利率で計算		
保証金		●●●●●●●円 保証金は賃料3か月分の金額(税込)です。		
違約金		●●●●●●●円		

※なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

(5) 電気代

支払期日	前期分(4～9月)は11月30日、後期分(10月～3月)は5月31日
支払方法	神戸市の発行する納入通知書により神戸市の指定する金融機関に納付
遅延利息	支払期日の翌日から支払日までの日数により年14.6%の利率で計算

(6) 賃貸人及び賃借人

賃貸人	神戸市 担当部局：教育委員会事務局健康教育課
賃借人	○△□◇株式会社

契約条項

賃貸人神戸市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、頭書（1）に記載する物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実に義務を履行する。なお、「神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定入札実施要領【令和8年度設置】」（別紙を含む。以下「入札要領」という。）は、本契約の一部を構成するものとし、乙による入札要領の記載事項への違反は、本契約上の義務違反とみなす。ただし、本契約の規定と入札要領との間に矛盾が生じた場合、本契約の規定が優先する。

（契約の締結）

第1条 甲は、その所有に係る本物件を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

2 甲及び乙は、本契約が地方自治法第238条の4第2項の規定により貸し付けを行うものであり、行政財産としての用途又は目的が優先されることを相互に確認する。

（用途）

第2条 乙は、頭書（2）の用途のために本物件を使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、頭書（3）に記載するとおりとする。

（物件の引渡し）

第4条 甲は、本契約を締結し、第8条第1項による保証金の納付が完了したことを確認した後速やかに、甲乙現地立会にて現状を確認したうえで、乙に対し、本物件を現状有姿にて引き渡す。

2 甲は、前項の規定により引き渡す本物件が第2条に記載の用途に適合することを保証するものではなく、乙は、同用途に適合させるために本物件の整備等を必要とする場合は、第14条の規定により甲の承諾を得て、乙の費用と責任において整備等を行わなければならない。

（賃料）

第5条 乙は、甲に対し、頭書（4）の記載に従い賃料を支払わなければならない。

2 前項にかかわらず、甲は、頭書（4）記載の支払期日以外の日を支払期日とする必要がある場合には、事前に乙に通知したうえで別に支払期日を定めることができる。この場合、乙は、甲の発行する納入通知書に基づき賃料を支払うものとする。

3 1か月未満の契約期間に係る賃料は、賃料月額を基礎として日割計算により算出した金額とする。この場合、1か月を30日として計算する。

【屋内又は屋外で課税扱い物件の場合は第4項を記載】

4 乙は、消費税法及び地方消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、変更後の税率に従って消費税及び地方消費税を負担するものとする。

（賃料の改定）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、賃料を改定することができる。

- (1) 甲が本物件につき特別の費用を負担することになったとき。
- (2) 物価又は土地又は建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の物件の賃料に比較して賃料が不相当と認められるに至ったとき。

2 甲は、前項の規定により賃料を改定する場合は、乙に対し、書面により改定した賃料を通知する。

(電気代)

第7条 乙は、甲に対し、頭書（5）の記載に従い、本物件に設置する自動販売機（以下「自動販売機」という。）にて使用する電力の電気代を支払う。

- 2 乙は、自らの費用負担により、自動販売機による電力使用量を計測する子メーターを設置しなければならない。
- 3 第1項の電気代は、前項の子メーターにより計測した電力使用量に、甲が合理的な方法によって別途定める単価を乗じて計算するものとする。

(保証金)

第8条 乙は、本契約から生ずる甲に対する債務を担保するため、甲に対し、保証金として、頭書（4）に記載する金員を預託するものとし、これを本契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 2 甲は、前項の保証金の額が、賃料の改定によってその3か月分を下回ることとなった場合は、保証金の額を改定することができる。この場合、乙は、甲に対し、改定後の保証金と既納保証金との差額を預託するものとし、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。
- 3 乙は、保証金を預託していることを理由として、自己の債務不履行責任に対する抗弁とすることはできない。
- 4 甲は、契約期間の満了、解除その他の事由により本契約が終了し、乙が第19条第2項に規定する原状回復を完了した場合は、保証金の全額を無利息で乙に返還する。ただし、甲は、本物件の返還時に、賃料、原状回復に要する費用その他乙について未払の債務が存在する場合は、その履行期を問わず、当該債務の額を保証金から控除する。
- 5 乙は、前項の規定による保証金の返還が完了するまでの間、保証金を、賃料その他の債務と相殺することはできない。
- 6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第14条の規定により甲の承諾を得て賃借権が第三者に譲渡された場合は、甲乙間で別段の定めをしない限り、保証金返還請求権は当該第三者に譲渡されるものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、賃料その他本契約に基づく金銭債務（第8条第1項及び同条第2項による保証金の納付義務を除く。）の履行を遅滞した場合は、甲に対し、これらに対する支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延した金額に対して年14.6%の割合による遅延利息を、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 2 前項の遅延利息の計算に当たっては、賃料等の額に1,000円未満の端数がある場合又はその全額が

2,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、また、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(使用上の遵守事項)

第10条 乙は、入札要領の別紙「物件調査・配置図・現地写真」「共通仕様書」「令和7年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」「神戸市契約事務等から暴力団等の排除に関する要綱」等に記載の条件に従って自動販売機を設置及び維持管理しなければならない。

- 2 乙は、本物件を善良な管理者の注意をもって使用及び維持管理をしなければならない。
- 3 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガスの発生又は汚水の排出等、近隣に迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 乙は、本物件に設置する自動販売機の保守・運営を第三者に委託する場合、事前に甲に当該第三者の住所・名称・連絡先等甲が指定する事項を届け出るとともに、当該自動販売機に当該第三者の連絡先を表示しなければならない。この場合、乙は、当該第三者に対し、本契約上の義務を遵守させるものとし、当該第三者による本契約上の義務の違反について一切の責任を負うものとする。

(紛争等の処理)

第11条 本物件の使用及び維持管理に伴い発生する乙と第三者との紛争その他の諸問題については、乙の責任と負担において解決する。

(費用負担等の特約)

第12条 甲は、修繕を要する損傷・劣化等の原因の発生時期にかかわらず、本物件の修繕義務を負わないものとし、当該損傷・劣化等に起因する乙の一切の損害について、その補償責任を負わない。

- 2 乙は、本物件の維持管理及び修繕に要する経費をすべて負担する。
- 3 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、乙が本物件に関して負担した一切の費用について、その補償責任を負わない。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、本物件の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあった場合でも、甲に対し、本物件の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害賠償の請求を行うことができず、また本契約を解除することができないものとする。

(転貸、譲渡等の禁止)

第14条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- (1) 本契約によって取得した権利の全部又は一部を譲渡又は転貸すること。
 - (2) 本物件の用途又は形状を変更すること。
 - (3) 本物件上に工作物等を設置すること。
- 2 乙は、前項の承諾申請をする場合は、甲が別途定める書式によるものとする。

(違約金)

- 第15条 甲は、乙が、第2条、第10条、若しくは前条の規定に違反した場合、第24条の規定に該当する場合は、乙に対し、違反時の月額賃料の12か月分に相当する金額を違約金として請求することができ、乙は、これを甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。
- 2 前項の違約金は違約罰であって、第23条に規定する損害賠償の予定又はその一部とはしないものとする。
- 3 第1項の規定は、第16条に規定する甲の契約解除権の行使を妨げるものではない。

(契約の解除)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において、乙に対し相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず当該期間内に是正されないとときは、本契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が賃料の支払を怠ったとき。
- (3) 保証金を支払期日までに納付しないとき。
- (4) 第14条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号のほか本契約に違反したとき。ただし、次項の場合を除く。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 甲において、本物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 第24条の規定に該当するとき。
- (3) 仮差押、仮処分若しくは強制執行等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 支払停止又は支払不能に陥ったとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てを受け、又は自らその申立てをしたとき。
- (6) 合併によらないで解散したとき又は事実上その営業を停止したとき。
- (7) 前各号のほか、信用状態に重大な変化が生じたとき、又は本契約に関する重大な違反をしたとき。
- 3 甲は、前項第1号の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対し、通常生じる損失を補償し、その他の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対し一切補償をしないものとする。

(乙による中途解約)

- 第17条 乙は、契約期間中においても、解約を希望する日の6か月前までに、甲に対して書面により、解約希望日を明記して解約の意思を通知することにより、本契約を中途解約することができる。
- 2 乙が、前項の通知をした場合、本契約は、当該通知に記載された解約希望日に終了する。
- 3 第1項の解約希望日は、第1項の通知を行った日から6か月以上先の月末日でなければならない。乙から甲に通知された解約希望日が月末日でない場合、当該解約希望日を含む月の月末日を、第1項の解約希望日とみなす。
- 4 本条により契約が終了する場合、乙は、第19条の規定に従って、本契約の終了日までに、本物件の返還及び原状回復をしなければならない。

(契約の終了)

第18条 天災地変その他の不可抗力により本物件の全部又は一部が滅失し又は棄損し、乙の使用目的が達せられなくなった場合は、本契約は当然に終了する。なお、甲は、滅失又は棄損した部分の修繕義務を負わず、乙の使用目的が達せられなくなるか否かは修繕がなされないことを前提に判断するものとする。

2 甲は、前項の契約の終了により乙に損害が生じたとしても、その損害について補償責任を負わない。

(物件の返還及び原状回復義務の特約)

第19条 乙は、本契約が終了する日までに（第16条の規定により本契約が解除された場合又は前条の規定により本契約が終了した場合は甲の指定する期日までに、第17条の規定により本契約が解約された場合は解約希望日までに）本物件を甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の返還の際、乙の通常の使用により生じた損耗・汚損、建物・設備等の自然な劣化・損耗等を含めて、本物件の引渡し時の状態に復旧しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 乙は、契約期間の満了に伴い第1項の返還をする場合には、契約期間の満了日の6か月前までに、甲に対し、本物件の返還に必要な事項を甲に通知しなければならない。

4 甲及び乙は、第2項の規定により乙が行う原状回復の内容及び方法について、協議するものとする。

5 甲は、乙が第2項の規定による原状回復を行わない場合は、自ら原状回復のための措置を講ずることができ、乙は、甲の請求に従い、当該措置に要した費用を支払わなければならない。

6 乙は、第1項の期日までに本物件を返還しない場合は、本契約終了日の翌日から返還完了に至る日までの賃料の倍額に相当する使用損害金を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

7 乙は、前項の場合において、本物件の返還の遅延により甲に損害が生じたときは、甲に対し、前項の使用損害金とは別途に、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄の特約)

第20条 乙は、甲の承諾の有無及び理由の如何にかかわらず、甲に対し、本物件に自ら投下した有益費及び必要費の償還を請求することができない。

(実地調査等)

第21条 甲は、必要があると認めた場合は、乙の使用状況について質問し、本物件に立ち入って調査し、また、乙に対し、参考となるべき資料の提出及び報告を求めることができる。この場合、乙は、調査・報告等を拒み、又は妨げてはならない。

(届出義務)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、甲に対し、その旨を遅滞なく届け出なければならない。

(1) 本物件の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるとき。

(2) 乙の法人名、商号、代表者、氏名、住所、連絡先等、本契約締結時に甲に届け出た事項に変更が

あるとき。

(3) 前各号のほか、本契約の維持に障害となる事実が生じたとき。

2 甲は、乙に対して通知をする必要が生じた場合は、前項の届出がない限り、本契約書記載の住所、法人名、商号、代表者、氏名に宛てて通知を行うものとする。

3 前項の場合において、乙が第1項の届出を怠ったため、前項の通知が延着したとき又は到着しなかったときは、当該通知は、通常到達するべき時に到達したものとみなす。

(損害賠償)

第23条 乙は、本契約に規定する義務を履行しなかったことにより甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が、本物件の使用及び維持管理に起因する事故により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において当該第三者に賠償しなければならない。

(暴力団等に対する除外措置)

第24条 本契約の締結にあたり乙が提出した入札参加申込書兼誓約書兼承諾書又は市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、甲は、乙に対し、第15条の規定により違約金の請求をし、また、第16条の規定により本契約の解除をすることができる。

(準拠法)

第25条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 本契約から生じる一切の法律上の争訟については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第27条 甲及び乙は、本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

下記賃貸人(甲)及び賃借人(乙)は、本物件について上記のとおり契約したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印又は署名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

賃貸人（甲）

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造 

住 所

賃借人（乙）

氏 名



8. 参考資料

(1) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）（抜粋）

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対し照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3)～(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

22-10 自動販売機設置

品 目	判断基準
飲料自動販売機設置	<p>【判断の基準】</p> <p>①缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。</p> <p>イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。</p> <p>②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑦屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>③カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「2.3.ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p>

- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を市が調達または庁舎内外等に設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1自動車」を対象とする。
- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	$E=0.798Va+414$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	$E=0.482Va+350$
		$E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機 $E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの） $E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの） $E=0.630Vb+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機 $E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機 $E=0.401Vb+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E 、 V 、 Va 、 Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V ：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- Va ：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- Vb ：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- T ：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第289号）の「3エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。

リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

神戸市長宛

神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定【R8 設置】

入札参加申込書兼誓約書兼承諾書

私は、「神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定入札実施要領【令和8年度設置】」(以下「実施要領」という)に記載の内容を確認したうえで、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合には一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

1. 入札物件 ※参加申込しようとするグループ番号を、【別紙1】のとおり記入してください

グループ番号

《その他申込書類と添付書類》

- (a) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- (b) 委任状・代理人の本人確認書類(代理人による入札・契約をする場合のみ)
- (c) 入札参加申込グループ番号一覧(複数グループ申込む場合のみ)
- (法人の場合)
- (d) 印鑑証明書 (e) 履歴事項全部証明書 (f) 国税の納税証明書その3の3
- (個人の場合)
- (g) 印鑑登録証明書 (h) 国税の納税証明書その3の2
- (i) 成年後見制度における登記されていないことの証明書 (j) 破産に関する証明書

2. 参加申込者

住所	〒 一			
ふりがな 氏名				実印
生年月日	T・S・H	年	月	日
性別	男・女			
電話番号	() 一			
メールアドレス				

印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに記入・押印してください。

3. 書類送付・連絡先

以下の□欄に☑または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒 一
住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	TEL :
電話番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
宛名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

・本申込書は申込グループごとに作成し、写しを保管するようにしてください。

神戸市使用欄

受付番号	入札書提出日	保証金確認	入札結果	保証金返還

記入例

様式 ①

令和7年○月○日

・本書は申込みグループごとに作成してください。

・文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

料自動販売機の設置者選定【

入札参加申込みの申請日を
記入してください。

入札参加申込書兼誓約書兼承諾書

私は、「神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定入札実施要領【令和8年度設置】」(以下「実施要領」という)に記載の内容を確認したうえで、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合には一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

グループ番号は、別紙1のとおりに記入してください。

1. 入札物件 ※参加申込しようとするグループ番号を、【別紙1】のとおり記入してください

グループ番号
<input type="radio"/>

《その他申込書類と添付書類》

- ①神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- ②委任状・代理人の本人確認書類(代理人による入札・契約をする場合)
- ③入札参加申込グループ番号一覧(複数グループ申込む場合)
(法人の場合)
- ④印鑑証明書 ⑤履歴事項全部証明書 ⑥国税の納税証明書その3の3
(個人の場合)
- ⑦印鑑登録証明書 ⑧成年後見制度における成年後見人登録証明書
(個人の場合)
- ⑨成年後見制度における成年後見人登録証明書

落札後、土地賃貸借契約を締結する名義人の
情報を記入してください。

個人の場合は、印鑑登録証明書のとおりに
記入してください。

2. 参加申込者

住所	〒650-0000 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号			法人の場合は、印鑑証明書のとおりに 「役職・代表者氏名」を記入してください。		
ふりがな 氏名	かぶしきがいしゃ こうべふどうさん 株式会社 神戸不動産 代表取締役 神戸太郎			こうべたろう 法人の場合は、代表者の 情報を記入してください。		
生年月日	T・ <input type="text"/> ・H	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男・女
電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇					
メールアドレス	〇〇〇@△△△.com					

印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに記入・押印してください。

印鑑登録証明書・印鑑証明書と同一の
印鑑で押印してください。

3. 書類送付・連絡先

以下の□欄に☑または■を記入してください。

住所	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒650-0000 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇 兵庫 一郎 TEL : 078-〇〇-〇〇		
電話番号	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
宛名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			

参加申込者欄記載の住所(住民登録や登記上の住所)

以外に送付を希望する場合のみ右欄に記入してください。

この場合、郵便番号・電話番号も必ず記入してください。

を保管するようにしてください。

提出日	保証金確認	入札結果	保証金返還

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

法人

神戸市長あて

令和 年 月 日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。

(1) 納期限が到来している神戸市税に未納の税額がないこと。

(2) 上記(1)が事実と相違する場合、神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札【令和8年度設置】の参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2. 上記1.(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札【令和8年度設置】における入札参加資格の審査及び確認に利用すること。

3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は令和8年5月31日（ただし、随意契約申込物件は令和8年8月31日）とします。

申請者【法人】

(ふりがな) 法人名														
(ふりがな) 代表者 職・氏名														
法人番号	<input type="text"/>													
※法人番号は必ず13桁で記入してください。														
登記上の本社・本店 所在地	<input type="text"/> - <input type="checkbox"/> 上記の本社・本店は <u>神戸市の法人市民税の課税対象ではない</u> 。 ↑本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。													
法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。 (本社・本店含む)														
※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。														
担当者名	法人へ市税に関して確認の連絡をすることがあります。 法人の担当者の氏名、連絡先を必ずご記入ください。 氏名 : <input type="text"/> 電話番号 : <input type="text"/>													

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

個人

神戸市長あて

令和 年 月 日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。

- (1) 納期限が到来している神戸市税に未納の税額がないこと。
- (2) 上記(1)が事実と相違する場合、神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札【令和8年度設置】の参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2. 上記1.(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札【令和8年度設置】における入札参加資格の審査及び確認に利用すること。

3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は令和8年5月31日(ただし、随意契約申込物件は令和8年8月31日)とします。

申請者【個人事業者】

(ふりがな)			
商号または名称			
(ふりがな)			
氏名			
生年月日			
事業所の所在地	〒	-	連絡先番号 () -
住民票上の住所 (事業所の所在地と 同じ場合は記載不要 です)	〒	-	連絡先番号 () -

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所 _____

(入札者)

委任者

氏名 _____ 実印 _____

神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定【R8設置】

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の自動販売機設置事業者選定入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

また、委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

記

1. 入札物件の表示

グループ番号

2. 代理人（受任者）

代理人（受任者）		届出印
住所	〒 一	
ふりがな 氏名	-----	
生年月日	T・S・H 年 月 日	
電話番号	() 一	

3. 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証など）の写しを添付してください。

4. 神戸市が、代理人（受任者）の個人情報を警察等関係機関への照会資料として使用する場合があることを承諾します。

- ・届出印には、スタンプ印を使うことはできません。
- ・申込みグループごとに作成してください。

記入例

様式 ③

令和7年〇月〇日

神戸市長宛

文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

(入札者)

委任者

住所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社 神戸不動産

氏名 代表取締役 神戸太郎

実印

神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定【R8設置】

委任状

「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」
のとおりに記入してください。

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の自動販売機設置事業者選定入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

また、委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

記

1. 入札物件の表示

グループ番号
○

2. 代理人（受任者）

個人の場合は、印鑑登録証明書のとおりに
記入してください。

認印可。代理人の届出印は実印である必要はありません。
ただし、スタンプ式の印鑑の使用は認めません。

代理人（受任者）		届出印
住所	〒650-〇〇〇〇 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	かぶしきがいしゃ ひょうごふどうさん ひょうご いちろう 株式会社 兵庫不動産 代表取締役 兵庫 一郎	法人の場合、代表者の 情報を記入してください。
生年月日	T・ <input type="text"/> ・H <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇	

3. 代理人（受任者）として必要な免許証などの写しを添付してください。

法人の場合は、印鑑証明書のとおりに

4. 神戸市役所へ「役職・代表者氏名」を記入してください。

等関係機関への照会資料として使用する場合があることを承諾します。

- 届出印には、スタンプ印を使うことはできません。
- 申込みグループごとに作成してください。

本様式は、複数グループに入札参加を申し込む場合の一覧です。

複数グループに申し込む場合は、グループごとに様式①を作成し、併せて本様式を提出してください。

入札参加申込物件一覧

申込者	住所	〒　-
	氏名 (法人名)	
	代表者役職・氏名 (法人の場合)	
	担当部署・担当者氏名	
	担当者電話番号	

参加申込件数　　合計　　件

入札参加しようとするグループ番号を【別紙1】のとおり、グループ番号順に記載してください。（教育委員会事務局記入欄には何も記入しないでください）

項目番	グループ番号	教育委員会事務局記入欄	
		受付番号	入札チェック
1			
2			
3			

自動販売機設置者選定のための入札についての質問票	
あて先：神戸市教育委員会事務局健康教育課 (E-mail : edu-hoken@city.kobe.lg.jp)	
送信者：法人名／氏名	()
担当部署名	()
担当者名	()
電話番号	()
メールアドレス	()
件名：自動販売機設置者選定のための入札実施要領についての質問	

神戸市長宛

神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定【R8設置】

市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)

私は、「神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定 入札実施要領【令和8年度設置】」(以下「実施要領」という)に記載の内容を確認したうえで、下記の物件の貸付けに申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、申込み後契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

1. 申請者

住所	〒 -					
ふりがな 氏名						実印
生年月日	T・S・H 年 月 日			性別	男・女	
電話番号	() -					

- ・住所・氏名は、印鑑登録証明書又は印鑑証明書のとおりに記入してください。
- ・法人の場合は、代表者の記入が必要となります。

2. 希望月額賃料

金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
----	----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

3. 物件の表示

グループ番号

4. その他の申込書類と添付書類

- (a)神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- (b)委任状・代理人の本人確認書類(代理人による入札・契約をする場合)
- (法人の場合)
- (c)印鑑証明書 (d)履歴事項全部証明書 (e)国税の納税証明書その3の3
- (個人の場合)
- (f)印鑑登録証明書 (g)国税の納税証明書その3の2
- (h)成年後見制度における登記されていないことの証明書 (i)破産に関する証明書

—注意事項—

- ・申込みグループごとに提出してください。
- ・インク又はボールペンにより記入してください。
- ・税抜きの希望月額賃料を記入してください。屋内または屋外で課税扱いの物件の場合は、記載されている金額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額を契約月額賃料とします。
- ・数字は算用数字ではっきりと記入してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥」を記入してください。「¥」の記入が無い場合、無効となります。
- ・記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。
- ・一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

記入例

様式 ⑥

令和7年〇月〇日

- ・本書はグループごとに作成してください。
- ・文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定【R8設置】

市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)

私は、「神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機の設置者選定 入札実施要領【令和8年度設置】」(以下「実施要領」という)に記載の内容を確認したうえで、下記の物件の貸付けに申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、申込み後契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料とし

法人の場合は、印鑑証明書のとおりに
「役職・代表者氏名」を記入してください。

個人の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記
入してください。

1. 申請者

住所	〒650-〇〇〇〇 神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号			印鑑登録証明書・印鑑証明書と同一の印 鑑で押印してください。		
ふりがな 氏名	かぶしきがいしゃ こうべふどうさん 株式会社 神戸不動産 代表取締役 神戸 太郎			こうべ たろう 実印		
生年月日	T · <input type="text"/> · H	〇 年	〇 月	〇 日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 · 女
電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇					

- ・住所・氏名は、印鑑登録証明書又は印鑑証明書のとおりに記入してください。
- ・法人の場合は、代表者の記入が必要となります。

法人の場合、代表者の
情報を記入してください。

2. 希望月額賃料

- ・算用数字ではっきりと記入してください。
- ・金額初めの数字の前に必ず「¥」を記入してください。
- 「¥」の記入がない場合は、無効となります。
- ・金額を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、
実印で訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

百万	十万	万	千	百	十	一
	¥	3	3	0	0	0

真」の「入札物件一覧」のとおりに記入してください。

グループ番号
〇

グループ番号は、【別紙1】のとおりに記入してください。

4. その他の申込書類と添付書類

- (a) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- (b) 委任状・代理人の本人確認書類(代理人による入札・契約をする場合)
(法人の場合)
- (c) 印鑑証明書 (d) 履歴事項全部証明書 (e) 国税の納税証明書その3の3
(個人の場合)
- (f) 印鑑登録証明書 (g) 国税の納税証明書その3の2
(h) 成年後見制度における登記されていないことの証明書 (i) 破産に関する証明書

一注意事項一

- ・申込みグループごとに提出してください。
- ・インク又はボールペンにより記入してください。
- ・税抜きの希望月額賃料を記入してください。屋内または屋外で課税扱いの物件の場合は、記載されている金額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額を契約月額賃料とします。
- ・数字は算用数字ではっきりと記入してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥」を記入してください。
「¥」の記入が無い場合、無効となります。
- ・記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。
- ・一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

●宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局 健康教育課

自動販売機設置者選定入札事務担当者 行

特定記録郵便